

[事案 2019-104] 入院給付金等支払請求

・令和2年1月7日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払理由に該当しないとして入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

マンションの階段踊り場の窓枠から転落して骨折し、約1ヶ月半入院し手術を受けたので、平成21年8月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、本事故は自分の重大な過失によるものであるとして、入院給付金は不支払いとなった。しかし、本事故は重大な過失によるものではないので、入院給付金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故については、給付金を支払わない旨の定めがある。
- (2)申立人はマンションの3階と4階の踊り場の窓を開け、床面から高さ1mの高さにある窓枠下端に、外に背を向けるような姿勢で腰かけて喫煙している最中に、窓の外に転落している。これは申立人の重大な過失にあたる事故といえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本事故に際しての状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事故が申立人の重大な過失によるものではないとは認められないので、入院給付金等の支払いも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。